

平成 22 年 4 月 1 日
規 則 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の事務処理に関し、その決裁の区分、手続等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成 22 年規則第 6 号）の例による。

- 一 決裁 理事長の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- 二 専決 理事長の権限に属する事務を、常時、理事長に代わって決裁することをいう。
- 三 代決 理事長又は専決することができる者（以下「決裁権者」という。）が不在の場合に、臨時に、これらの者に代わって決裁することをいう。
- 四 部局長 学部長及び研究科長をいう。
- 五 センター長等 学長補佐、学生支援センター長、高等教育開発センター長、研究開発センター長、情報センター長、地域連携センター長、専門職連携教育研修センター長、保健センター長、高等教育開発センター副センター長及び研究開発センター副センター長をいう。
- 六 学科長等 共通教育科、看護学科、理学療法学科、作業療法学科、社会福祉子ども学科及び健康開発学科の長をいう。
- 七 担当部長 企画・情報、総務、財務、施設管理、教務・入試、学生・就職支援、研究・地域連携、学生支援、高等教育開発、研究開発、図書情報、地域連携及び専門職連携教育研修の担当部長をいう。
- 八 主幹 削除
- 九 職員 公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成 22 年規則第 22 号。以下「職員就業規則」という。）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- 十 教員 職員就業規則第 2 条第 2 項に規定するものをいう。

(専決事項)

第 3 条 学長、事務局長、副学長、部局長、副局長、センター長等、学科長等、調整幹及び担当部長の専決することができる事項は、理事長が別に定める。

(専決の類推)

第 4 条 別表に規定するもののほか、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものについては、それぞれ専決することができる者がこの規則に準じて専決することができる。

(専決の制限)

第 5 条 第 3 条で規定する専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長又は上司の決裁を受けなければならない。

- 一 事案の内容が特に重要であると認められるとき
 - 二 事案の内容が異例であり、又は先例になると認められるとき
 - 三 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき
 - 四 事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるとき
- 2 前項の規定により決裁を求められた者は、自らこれを決裁し、又はその上司の決裁を求めなければならない。

(専決事項の報告)

第 6 条 専決事項のうちあらかじめ上司が指定したものを専決した者は、速やかにその内容を整理し

て上司に報告しなければならない。

（合議）

第7条 決裁を受けるべき事項で、他の担当等に関係のあるものについては、必要に応じて関係のある担当等の長に合議するものとする。

（代決）

第8条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1次代決者が、決裁権者及び第1次代決者がともに不在のときは当該区分に従い第2次代決者が、代決することができる。

2 決裁権者及び前項の代決者がともに不在の場合において緊急を要する事項については、上司が決裁するものとする。

決裁権者	代 決 者	
	第1次	第2次
理事長	副理事長	当該事務を所掌する事務局長又は部局長
学長	当該事務を所掌する事務局長又は部局長	
事務局長	副局長	
部局長	当該事務を所掌する学科長等、又は部局長が指定する者	
副局長	調整幹	
センター長等	当該事務を所掌する担当部長	
学科長等	学科長等が指定する者	
調整幹	調整幹が指定する者	
担当部長	担当部長が指定する者	

（代決の制限及び後閲）

第9条 前条の規定にかかわらず、第5条第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、代決することができないものとする。ただし、あらかじめ処理の方針が指示された場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 代決した事項については、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易なもの又はあらかじめ上司の指示したものについては、この限りでない。

（合議における代決の規定の準用）

第10条 決裁に至るまでの手続過程において、合議を受ける者が不在の場合には、前2条の規定を準用する。

（規定事項の特例）

第11条 前条までの規定にかかわらず、公立大学法人埼玉県立大学会計事務取扱規程（平成22年規程第53号）第2条第1項、第2項及び第3項の規定に基づく経理事務については、同規程の定めるところによる。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、事務の決裁に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。